平成２２年（フ）第２４５０号
愛知県春日井市東野町西２丁目６番地３　ドミール池合Ａ202号、住民票上の住所愛知県春日井市東野町４丁目４番地１　シャトレーいとう101号
債務者　加藤　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５０９号
愛知県半田市旭町２丁目72番地　シャトレ愛松半田Ⅲ―701号
債務者　砂川　純治
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８７号
三重県鈴鹿市道伯町1910番地の１　アンソレイエ103号室
債務者　石井須磨子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８８号
三重県鈴鹿市末広北２丁目16番17号、前住所三重県鈴鹿市末広南１丁目１番50号
債務者　石井なるみ
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９０号
三重県鈴鹿市矢橋２丁目20番25号　プリムローズ２―102
債務者　荒谷武日児
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０５号
三重県津市河辺町3003番地１
債務者　浦田　康子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１５号
三重県鈴鹿市野辺２丁目８番７号　野辺荘Ｆ号
債務者　森　　孝有
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１８号
三重県鈴鹿市平田新町１―10　平田駅前ハイツ201、住民票上の住所三重県鈴鹿市算所３丁目14番26号　レジデンス大野504
債務者　足立　俊徳
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８７号
神戸市中央区国香通５丁目２番２―306号
債務者　北瀬　善規
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９４号
神戸市長田区宮川町９丁目３番５号　フォルム宮川202号、従前の住所神戸市中央区山本通１丁目５番24号
債務者　大矢根照美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１２号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ12棟501号、従前の住所神戸市北区有野台２丁目１番地の16
債務者　前田　太輔（旧姓堀井太輔）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７７号
神戸市垂水区塩屋町５丁目13番34号
債務者　高月　万里
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８８号
神戸市北区緑町４丁目５番18―53号
債務者　岡﨑　邦穂
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０００号
兵庫県三田市横山町12番12―101号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地Ｊ棟1504号
債務者　佐野　正明
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００１号
兵庫県三田市横山町12番12―101号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地Ｊ棟1504号
債務者　佐野ふさ子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５１号
神戸市東灘区青木２丁目３番17―315号
債務者　鳥居美智子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部